

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名：兵庫県犯罪被害者等支援計画（案）

意見募集期間：令和6年2月6日～令和6年2月26日まで

意見等の提出件数：10件（2人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第3章 計画の基本的な考え方 第4章 具体的な施策	生活を立て直すための経済的支援が必要である。	1	「既に盛り込み済み」 被害後の経済的負担を軽減するため、県独自の見舞金制度を創設します。その他の平穏な日常生活を取り戻す過程で臨時に必要となる費用については、犯罪被害者等の状況や国の給付金制度の動向を踏まえて検討します。 (本文 10, 15 ページ、概要 2, 3 ページ)
	SNS等による二次被害に対する支援メニューを構築してほしい。	1	「既に盛り込み済み」 インターネットでの誹謗中傷による二次被害を含め、精神的・身体的被害の回復・防止への取組を行います。また、インターネット上の人権侵害に係る専門相談を実施します。 (本文 10, 28 ページ)
	犯罪被害者等支援に関する県民への広報が必要である。	2	「既に盛り込み済み」 犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すには、周囲の理解や必要であることから、支援の必要性・重要性に対する県民の理解・共感を深める取組を行います。 (本文 11 ページ、概要 2 ページ)
	市町との連携が重要であり、研修等を通じて支援内容や対応レベルを平準化させる必要がある。また、市町を含め、速やかに関係機関が集まる体制が必要である。	1	「既に盛り込み済み」 市町職員向けの研修等により、市町における支援内容や対応力の向上を図ります。また、支援体制を整備し、市町を含め、関係機関が速やかに集まり、支援内容を調整する「支援調整会議」を設置します。 (本文 11, 26, 31 ページ、概要 2, 3 ページ)
	施策の実施、運用、検証を繰り返すことが重要である。	1	「既に盛り込み済み」 犯罪被害当事者や有識者等をメンバーに含めた専門家会議を開催し、計画の点検・評価を行うとともに、新たに取り組むべき支援内容等について検討することで、施策の実施、運用、検証を行います。 (本文 12, 26 ページ、概要 3 ページ)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
	<p>特殊詐欺被害などで生活困窮、自殺に追い込まれるような被害者への支援策も重要である。</p>	1	<p>「既に盛り込み済み」 「兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口」において、特殊詐欺等の財産犯による被害の相談にも対応しており、内容に応じて関係機関につないでいます。 なお、兵庫県では「兵庫県特殊詐欺集中対策本部」を設置し、全県的に特殊詐欺被害の防止に取り組みます。 (本文 25, 27 ページ)</p>
	<p>社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成する施策について、具体的なプランを立ててほしい。</p>	1	<p>「既に盛り込み済み」 社会全体で犯罪被害者等を支えていくため、きめ細やかな支援を提供するとともに、新たに見舞金制度の創設や支援調整会議を設置するなど、取組内容を充実します。 引き続き、計画に基づき犯罪被害者等に寄り添った支援を実施・検討します。 (本文 1 ページほか)</p>
その他	<p>国に対し、犯罪被害者等基本法の見直しや犯罪被害者庁の創設など、県からの働きかけもアクションプランを策定してほしい。</p>	1	<p>「今後の取組の参考」 現在、国において、犯罪被害給付金をはじめ支援制度の見直しを行っており、その結果等を踏まえ、追加で必要な支援制度等について国に提案していきます。</p>
	<p>北欧など犯罪被害者等支援の先進国の取組を学ぶ必要がある。</p>	1	<p>「今後の取組の参考」 他の国の制度等も含め、他機関の取組を広く研究し、本県の取組に生かしていきます。</p>